

第三者組織について

2010年1月26日 西 埜 章

[モデル 食品安全委員会]

- ・ 食品安全基本法 22条以下に委員会の設置規定
- ・ 内閣府に設置
- ・ 設置法 37条に基づく審議会等
- ・ 委員は両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命
- ・ 委員は7人、うち3人は非常勤
- ・ 委員の任期は3年、再任可
- ・ 事務局は、委員会の下に独立して設置

[試案]

〔基本法制定の趣旨〕 「医薬品安全基本法」(仮称)を制定し、医薬品関連法の基本法として位置付けると同時に、「医薬品安全委員会」(仮称)の設置を根拠づける。これまでの「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」の審議経過からみて、第三者組織の設置が大きな柱の一つとなるべきことが明らかであるから、そのことを明確にし、政府、厚生労働省等の関係機関の認識を新たにさせ、国民等の意識を啓発するためには、単なる審議会等の設置法ではなくて、独立した基本法の制定が望ましい。

〔医薬品安全基本法(仮称)〕に基づく〔医薬品安全委員会(仮称)〕の骨子

- ① 内閣府に設置
- ② 形態は審議会等
- ③ 委員は両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命
- ④ 委員は10人、内3人は常勤
- ⑤ 委員の任期は3年、再任可
- ⑥ 事務局は、委員会の下に独立して設置